

# 青森県報

第三百六十二号

令和三年  
九月二十一日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出… (障害福祉課) … 一
- 保安林の指定予定… (林政課) … 一
- 保安林の指定… (同) … 二
- 右 同… (同) … 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (河川砂防課) … 二
- 土砂災害警戒区域の指定… (同) … 三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定… (同) … 三
- 土砂災害警戒区域の指定… (同) … 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除… (同) … 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定… (同) … 五
- 土砂災害警戒区域の指定… (同) … 五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除… (同) … 六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定… (同) … 七
- 土砂災害警戒区域の指定… (同) … 七

## 告 示

### 青森県告示第六百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(育成医療

及び更生医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分名	所在地	変更年月日
五戸東薬局	なの花薬局五戸東店		三戸郡五戸町鍛冶屋窪上三三 四の一	令和 三・八・一

### 青森県告示第六百四十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
三戸郡三戸町大字貝守字南大平六八の二(次の図に示す部分に限る。)、宇杉沢上平一六の二九から一六の三一まで
- 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一五〇の一六

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦沼町字響滝六四の三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百四十五号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 浪打二号土砂災害警戒区域及び浪打二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

二 雷電林一号土砂災害警戒区域及び雷電林一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

三 雷電林二号土砂災害警戒区域及び雷電林二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

四 家ノ下沢土砂災害警戒区域及び家ノ下沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百四十六号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

稲生沢土砂災害警戒区域

一 解除する区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第六百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 浪打二号土砂災害警戒区域及び浪打二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 雷電林一号土砂災害警戒区域及び雷電林一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 雷電林二号土砂災害警戒区域及び雷電林二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家ノ下沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 稲生沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

平内町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第六百四十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 後長根沢二号土砂災害警戒区域及び後長根沢二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 上如来瀬沢土砂災害警戒区域及び上如来瀬沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

後長根沢二号土砂災害警戒区域及び後長根沢二号土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

上如来瀬沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第六百五十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 鬢田土砂災害警戒区域及び鬢田土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 下比良土砂災害警戒区域及び下比良土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 泉山沢土砂災害警戒区域及び泉山沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 第一東張渡沢土砂災害警戒区域及び第一東張渡沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 第一板沢土砂災害警戒区域及び第一板沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 鬢田土砂災害警戒区域及び鬢田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 下比良土砂災害警戒区域及び下比良土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 第一板沢土砂災害警戒区域及び第一板沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 泉山沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 第一東張渡沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円